

## 水産学部の成績評価に関するガイドライン

令和3年7月21日

水産学部教授会承認

令和6年3月19日一部改正

水産学部における成績評価については、原則として、下記の「(鹿児島大学) 成績評価に関するガイドライン」(令和3年3月3日 全学教務委員会決定)によるものとする。

ただし、水産学部で開講する実験・実習科目及び演習科目の成績評価は、原則として秀、優、良、可、不可で評価するものとするが、②の1の限りではないものとする。

また、合理的理由の下、合格もしくは不合格での成績評価も認めるものとする。

### (鹿児島大学) 成績評価に関するガイドライン

- ① 本学の成績評価における素点による評価に基づく評定において、その評点と評価基準に関するガイドラインを以下のように定める。

|                     |                                  |
|---------------------|----------------------------------|
| 秀 (90 点以上)          | 基本的な目標を十分に達成したうえで、極めて優秀な成果を修めている |
| 優 (90 点未満から 80 点以上) | 基本的な目標を十分に達成している                 |
| 良 (80 点未満から 70 点以上) | 基本的な目標を達成している                    |
| 可 (70 点未満から 60 点以上) | 基本的な目標を最低限達成している                 |
| 不可 (60 点未満)         | 基本的な目標を達成しておらず、再履修が必要である         |

- ② 1. 秀が評価対象者の 20%以内に収まることを目安とする。  
2. ただし、履修登録者数が 20 人未満の科目については、1 の限りではない。  
3. 実験・実習科目、演習科目、卒業研究科目、研究科開設科目などについては、各々の特性を踏まえて部局ごとにガイドラインを定める。

### 附則

このガイドラインは、令和 5 年度入学生から適用する。